

# 郷土の古文書

## 「阿伎留神社祭礼にて乱妨一件<sub>二</sub>付願書」

### 解説

この文書に出てくる阿伎留神社は延喜式神名帳えんぎしきじんみょうちょうに載る古社で五日市村の鎮守として繁栄し、現在も町民により昔と変わらぬ祭日に盛大な祭礼が行なわれています。

例年の如く9月28日に御輿みこしを町内の中程にある御仮屋へ移し、翌29日氏子廻りにくり出したところ上町の御料名主利兵衛宅へ勢い押込み、そのうち四人が座敷へ上がり金盃かなだらいや土瓶どびんを投げちら散らし、縁側にあった鶏箱とりばこなどを打ち毀し座敷の品々を踏み散らす等の乱暴に及びました。このまま黙っていても、この先何をするかわからないと思い四人の者を召し出しの上お調べ下さいますよう願書を関東取締出役へ提出することにしました。利兵衛をはじめ治安を預かる村役人にとって村内の治安が乱れる事は大変恐れ多いものでした。

先ず御料所の村役人連名で願書を提出しました。

これに驚いた四人はそれぞれ自分の村の村役人に取継とりすがり扱人を頼み、村役人は隣村村役人へ取継り、最終的には寄場村34カ村を代表して、寄場五日市村の私領名主勘兵衛をはじめ瀬戸岡村・引田村・伊奈村の大総

代名主が連名にて利兵衛方より差上げた四人の吟味願書を取り下げてくれるよう嘆願して決着したようです。

理由として、四人は若気の至りでしかも酒狂の者もいて利兵衛方へ意趣遺恨等一切無かった。

利兵衛方にもこの事をわかってもらい、厚く詫を入れ熟談しこの上嚴重の御吟味を請ける事になっても一言の申し上げ様もないので是非共吟味願書を取り下げてもらいたいとの事でした。

問題が大げさになる事は何より利兵衛達村役人が一番嫌っていたことですが、あまりにひどい乱妨なふるまいに増長する若者が出る事を恐れ、厳しい取り扱いをして置く事で今後の治安維持につなげたかったのでしょう。利兵衛が書き残した「乱妨一件」についての書付によると、その以後御輿渡りは勿論其ほか役割等の儀は一同の連印議定を取り極め、万端不取締の儀はないようにすべて村役人の差図に従う旨の約定をさせて、祭礼に事なきをはかったようです。

この時代各村々の祭礼には若者の喧嘩や乱妨はつきものでしたが、娯楽の少ない当時の村人にとって祭りは破目<sup>はめ</sup>を外す事のできる一番の楽しみだったとおもわれます。

**【延喜式】** 延喜五年（905）に醍醐天皇の命により編纂を開始。延長五年（927）に完成。平安中期の古代法典の一つ。この中の神祇官関係の巻には、全国 2,861 の神社が載せてある。阿伎留神社は、その中の多磨郡八座の筆頭に書かれている。ここに名の載る神社は「式内社」としてその社格を誇ることができた。

解説文

乍恐以書付奉願上候

江川太郎左衛門御代官所武州多摩郡五日市村寄場名  
主利兵衛奉申上候 当村之儀<sup>者</sup> 中山主馬様相給<sup>二</sup>御  
座候<sup>一</sup> 処村方鎮守阿伎留神社<sup>二</sup>おゐて毎年六月晦日  
九月廿九日<sup>一</sup> 兩度右神主<sup>一</sup>并触下神主衆立会右社<sup>二</sup>而天  
下泰平国家安全之御祈祷執行仕罷在候

其節<sup>一</sup>而給村役人<sup>一</sup>并夫々之もの立会警固いたし候<sup>者</sup>先  
例仕来り<sup>二</sup>御座候<sup>一</sup> 尤九月廿八日<sup>一</sup>御輿御飯屋<sup>江</sup>出御<sup>（みこし）</sup>  
有之翌廿九日<sup>一</sup> 氏子廻りいたし<sup>一</sup> 帰御之上右社<sup>二</sup>而如先  
例<sup>一</sup> 神事執行仕候 然ル<sup>一</sup> 処当九月之儀も二十八日御輿  
御飯屋<sup>江</sup>出御有之翌廿九日<sup>一</sup> 氏子廻りいたし候<sup>（みぎり）</sup> 砌私見  
世<sup>一</sup> 江御輿押込中山主馬様百姓清太郎同金兵衛忠左衛  
門店<sup>（たな）</sup>新太郎江川太郎左衛門御代官所同州同郡館谷村  
利右衛門店<sup>一</sup> 栄次郎右四人之もの共座敷<sup>江</sup>上り  
鉄盥<sup>（かなだらい・ど盥）</sup>、土ひん等を投散し茶碗打毀し<sup>（うちこわ）</sup> 庇縁<sup>（ひさし えんだじ）</sup> 台之  
上<sup>二</sup>有之候<sup>一</sup> 鶏箱打毀し<sup>（とりばこ）</sup> 其外座敷<sup>二</sup>有之候<sup>一</sup> 品々踏  
散シ右様乱妨被及候<sup>而者</sup> 甚以難渋至極仕候 此俣打  
捨置候<sup>而者</sup> 向後何様之儀出来可仕も難計奉存候間直  
様御願可奉申上之<sup>一</sup> 処折悪敷持病之疝氣<sup>二</sup>而步行相成  
兼延引罷在漸此節全快仕候間右始末御願奉申上候  
右相手之もの共<sup>一</sup> 遺恨等可受謂無之候得共右様及不  
法候段何共難心得奉存候間右之者共銘々被召出逸々  
御吟味被成下度奉願上候何卒格別之<sup>一</sup> 以<sup>（れんびん）</sup>  
御憐愍<sup>（れんびん）</sup> 愍を前書難渋之始末被為聞召<sup>（きこしめしわけさせられ）</sup> 詔<sup>一</sup> 以来右体不法  
之儀無之様被仰付被成下置候ハ、難有仕合奉存候  
以上

江川太郎左衛門御代官所

武州多摩郡五日市村

寄場名主

利兵衛

安政六<sup>末</sup>年十月

年寄 権平

同 菊次郎

同 内山安兵衛

差添人 久八

関東御取締御出役

吉田 僖平次様

恐れ多いことですが書付でお願い申し上げます

関東御取締御出役

吉田 僖平次様

江川様御代官所武州多摩郡五日市村寄場名主利兵衛  
 申し上げます。当村は中山主馬様私領と江川代官様  
 御料との両支配地の村ですが、村方鎮守阿伎留神社  
 において毎年6月晦日と9月29日の両度右社神主  
 と触下の神主衆立会にて天下泰平国家安全の御祈祷  
 を執行して参りました。その節御料所と私領所の村  
 役人とそれぞれの役割の者が立会警護いたすことは  
 先例の仕きたりです。尤9月28日御輿御仮屋へ出御  
 致し翌29日氏子廻りいたし、神社に帰って先例のご  
 とく神事をとり行います。

ところが今年の9月28日御輿を御仮屋へ出御し、  
 翌29日氏子廻りをした時私の店へ御輿が押込み、中  
 山主馬様の百姓清太郎・同金兵衛・忠左兵衛門店借  
 人新太郎・江川様百姓館谷村の利右衛門店借人栄次  
 郎の四人は座敷へ上がり、かなだら、どびん等を  
 投げ散らし、茶わんを打ちこわし庇の縁台の上にあ  
 った鶏箱を打ちこわし、そのほか座敷にあつたいろ  
 いろな物を踏み散らす等の乱妨に及び本当に困りま  
 した。

この俣黙つていては、この先何をするかわからな  
 いと思いすぐにお願ひ申し上げるべきところ、折悪  
 しく持病の下腹痛で歩くのもままならず遅くなって  
 しまいました。

ようやく全快いたしましたして今回の始末御願ひ申し  
 あげます。相手の者どもより遺恨等受けるいわれは  
 ないとはいえども、右のような不法な事は何共承知  
 しがたく思ひまして右四人の者ども一人ひとり呼び  
 出して残らずお調べ下さるようお願い申し上げます。  
 何卒格別のお情けをもって、前書の困った始末お  
 聞き下され、よく言い聞かせて理解させて頂き、以  
 来このような事がないようにして頂ければ大変有難  
 くしあわせにおもいます。

江川太郎左衛門御代官所

武州多摩郡五日市村

寄場名主 利兵衛

安政六<sup>末</sup>年十月

年寄 権平

同 菊次郎

同 内山安兵衛

